

岩手県告示第393号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局和賀中部農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

平成27年4月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市及び滝沢市
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年4月13日から同年7月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量・水準点測量）